

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者名
- 住 所 福岡市博多区博多駅東 2－1 4－1
- 商号又は名称 前田建設工業（株）九州支店
- 2 指名停止の期間
- 令和 8 年 8 月 5 日から 令和 8 年 9 月 4 日まで（1 か月間）
- 3 事実概要
- 前田建設工業（株）は、熊本県八代市が発注した新庁舎建設工事に関し、八代市議会議員に対して不正に金銭の提供を行ったことがあっせん収賄の疑いで当該議員が逮捕されたことにより明らかとなったもの。なお、贈賄罪については公訴時効が成立している。
- 4 指名停止の理由
- 前記事実は、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領別表その 2 第 1 2 号に該当する。
従って、指名停止期間を 1 か月とする。

【指名停止等措置要領 別表その 2 第 1 2 号】

措置要件	期間
別表その 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、公社発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内